# AIの普及を支援する保険の機能

2020年3月27日

To Be a **Good Company** 





## 1. AIを取り巻くプレイヤー

#### プレイヤー

#### AI事業者

AIを駆使した製品・サービスを 製造・提供している事業者





#### 具体例

- ・AIのモデル生成者
- ・AIモデルを用いた「部品」やサービス の提供者

#### AI利用者

AI事業者の製品・サービスを 利用して事業を行う者



- ・AIを使用したデバイスを用いて製造・ 検査を行う事業者
- ・AIが組み込まれた機械を使ってサービスを提供する事業者

### AI間接利用者

AI利用者が提供する製品・サービスの利用者(エンドユーザー)





- ・AIが検査を行った製品を用いて事業 活動を行う企業
- ・AIが提供する予測サービスをもとに投 資判断を行う個人



## 2. AIを取り巻くリスク

	想定リスクの例	
プレイヤー	識別·予測系AI	サービス・実行系AI
AI事業者 AIを駆使した製品・サービスを 製造・提供している事業者	AIが検知すべき異常値を検知できないAIデバイスを提供したことにより、AI利用者およびAI間接利用者の各種損害について <b>賠償責任</b> を負う。	介護施設において入居者とコミュニケーションを行うロボットに組み込むAIを開発し提供したが、当該ロボットが暴走し入居者に怪我を負わせてしまい、AI利用者から <b>求償</b> される。
AI利用者 AI事業者の製品・サービスを 利用して事業を行う者	異常値が検出されなかったことにより 安全性に問題のある製品を市場に 提供し、ユーザーに怪我を負わせ、 <b>賠</b> <b>償責任</b> を負う。また同種製品の回収 <b>費用</b> が生じる。	自社が製造・販売したコミュニケーションロボットに搭載したAIが原因で、介護施設の入居者に怪我を負わせ、 <b>賠</b> 償責任を負う。
AI間接利用者 AI利用者が提供する製品・サービスの利用者(エンドユーザー)	安全性に問題のある製品を使用し 怪我をしたため、高額の <b>治療費</b> が生 じる。	介護施設の入居者が怪我をし、高額 の <b>治療費</b> が生じる。



## 3. 伝統的な保険の分類と機能



## First Partyの保険

- 火災保険
- 傷害保険

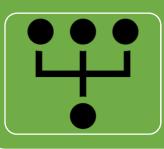
自分を守る



## Third Partyの保険

- 賠償責任保険
- 瑕疵保証責任保険

自分を守る +被害者救済



### 上記の組合せ

- 自動車保険(対人・対物賠償+車両+人身傷害)
- 中小企業向けパッケージ保険



## 4. 既存の保険商品例(責任保険の例)

#### 生産物賠償責任保険



製造・販売業、工事業の皆さまに。製品・商品のPL事故 や仕事の結果が原因で発生した対人・対物事故に備える 保険

飲食店での食中毒事故や、補修工事を行ったタイル壁が 落下し、歩行者の頭を直撃した等、第三者に対して負担 する法律上の賠償責任を補償します。

#### 施設賠償責任保険

>





「施設の管理」や「仕事の遂行」に伴う対人・対物事故 に。多彩な業種に幅広く対応する保険

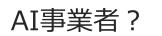
映画館の火災の際の誘導ミスにより観客にケガを負わせ た、飲食店で給仕中にお客様に熱いコーヒーをこぼして 火傷を負わせた等、第三者に対して負担する法律上の賠 償責任を補償します。被害者への賠償金に加え、訴訟費 用等の各種費用も補償します。

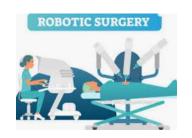
第三者の対人・対物事故に対する賠償責任を補償する保険商品は存在するが、法律上 の損害賠償責任の主体が不明確なケースは対象外となる。



## 5. AI関連デバイスによる事故の責任主体

AIデバイス?













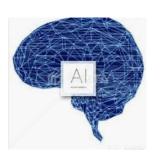


AI間接利用者の自己責任?



## 6. AI事業者とAI利用者の責任

#### AI事業者



AIが製造物に組み込まれる場合は、従来の製造物責任の枠組みで責任を整理することも可能だが、AI固有の特性(学習能力とその行動の予見不可能性等)ゆえに、必ずしも全ての事故において十分に機能するとは限らない。

ただし、AI事業者としては、AIデバイスから生じる危険性を許容可能な程度に制御・軽減することが求められるため、全く責任を負わないとは限らない。

#### AI利用者



AI利用者に過失が認められる場合には、不法行為責任が成立するが、自律的に行動するAIデバイスが引き起こす事態の予見可能性を一律に論じることは難しく、過失の有無を判断できない。

<u>既存の法規制のフレームワークだけでは責任の所在・分配を</u> 決めることは難しい。



## 7. 事例①自動運転の事故に対する保険商品

### 東京海上日動、「被害者救済費用等補償特約」開

#### 発、自動運転の事故に対応

**⊘** ■

自動車保険

運転者が操作する自動運転中の事故に関して、<mark>賠償責任の</mark> 有無にかかわらず保険会社が保険金を支払うことができる

東京海上日動は、自動車の自動走行システム(自動運転)による事故に対応する保険商品として「被害者救済費用等補償特約」を開発し、2017年4月以降に始まる自動車保険契約に無料で自動付帯する。原因が不明確な自動車事故に対する保険金支払いができるようにし、迅速な被害者救済を図る。自動運転車の事故をカバーする商品としては業界初で、現在、官民で進める自動運転の取り組みを後押ししそうだ。





原因が不明確な自動車事故に対して保険金をお支払いし、迅速な被害者救済を図る。

同特約は、運転者が操作する自動運転中の事故に際して、賠償責任の有無にかかわらず同社が保険金を支払い、その後、損害賠償請求権の移転に伴い賠償義務者に直接求償する。事故発生当初で責任の所在が不明確...



## 7. 事例①自動運転の事故に対する保険商品

プレイヤー (AIの場合)	自動車の例	保険
AI事業者 AIを駆使した製品・サービスを 製造している事業者	AI開発サプライヤー	自動車メーカーの 生産物賠償責任保険 (PL保険)
AI利用者 AI事業者の製品・サービスを 利用して事業を行う者	自動車メーカー  TOYOTA HONDA  TOYOTA HONDA  SUBARU SUZUKI  DAIHATSU  MISUSISH MOTORS	生産物賠償責任保険 (PL保険)
AI間接利用者 AI利用者が提供する製品・サービスの利用者(エンドユーザー)	ドライバー・被害者	(強制)自賠責保険 (任意)自動車保険 被害者救済費用等 補償特約

